第三十六条第四号及び第三十七条第二項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加える。

第三十八条第一項中「第四十二条及び次条」を「次条及び第四十二条」に改め、同項第五号中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「のバウンダリ」の下に「とする。」を加える。

第四十六条第一項中「若しくは器具」を「又は器具」に、「第三十三条第一項第九号若しくは」を「第三十三条第一項第八号又は」に、「同条第一項第十一号及び第十二号」を「同条第一項第十一号及び第十三号」を「又は貯蔵する」に改め、同条第二項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「温度」の下に「とする」を、「液位」の下に「とする」を加える。

第五十条第三項中「及び第二十六条」を削る。

第五十八条中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を加える。

第六十八条第一項中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液体」の下に「とする。以下この条において同じ」を加え、同条第二項中「（ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液体。）」を削り、「水位（ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液位」の下に「とする」を加える。

第七十条の見出し中「原子炉停止系統失敗時」を「緊急停止失敗時」に改め、同条中「原子炉停止系統が機能しない」を「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した」に改める。

第八十一条中「第七十八条」を「第七十九条」に改め、同条を第八十二条とする。

第八十条中「第七十八条」を「第七十九条」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十九条を第八十条とし、第七十八条を第七十九条とする。

第三章中第七十七条の次に次の一条を加える。

（準用）

第七十八条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、重大事故等対処施設に施設するガスタービンについて、同令第二十五条から第二十九条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する内燃機関について準用する。

2　原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する電気設備について準用する。

別記様式中「第七十八条関係」を「第七十九条関係」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により設置法附則第十八条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「第五号新規制法」という。）第三十七条第一項の規定によりされた認可とみなされた設置法附則第十八条による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号旧規制法」という。）第三十七条第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第二十六条第一項の規定による変更の許可（第五号新規制法第二十三条第二項第五号に掲げる事項のうち試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四十条、第五十三条又は第六十一条において準用する第五十三条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第三十七条第一項に規定する保安規定の変更の認可（第一条の規定による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「新試験炉規則」という。）第十五条第一項第十五号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新試験炉規則第十五条第一項第十五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この規則の施行前に第五号旧規制法第五十二条第一項の使用の許可又は第五十五条第一項の使用の変更の許可を受けた者による第二条の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則（以下この条及び次条において「新核燃料物質使用規則」という。）第二条の二第一項の規定に基づく申請に係る第五号新規制法第五十五条の二第一項の施設検査について適用する同条第二項に規定する技術上の基準については、新核燃料物質使用規則第二条の五の規定にかかわらず、施行日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第四条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十六条の三第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十六条の三第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第五十五条第一項の規定による変更の許可（第五号新規制法第五十三条第二号に掲げる事項のうち使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）第二十九条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第五十六条の三第一項に規定する保安規定の変更の認可（新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　設置法附則第二十八条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　第五条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工事業規則」という。）第二条第一項第四号に掲げる事項

四　新加工事業規則第二条第一項第五号イに掲げる事項

2　前項の届出書又は書類には、新加工事業規則第二条第二項第六号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六条　第五条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「旧加工事業規則」という。）第七条第一項及び第七項（同条第一項の表第九号イに係る部分に限る。）並びに第七条の八の二第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2　第五号新規制法第二十二条の七の二第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第二十一条の規定により記録した旧加工事業規則第七条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第九号イに係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。